

## 日中学院学則（最新 2026 年度版）

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 本校は、学校教育法に基づき、中国語教育および日本語教育を実施することを目的とする。

#### （名称）

第 2 条 本校は日中学院という。

#### （位置）

第 3 条 本校の位置を東京都文京区後楽 1 丁目 5 番 3 号に置く。

#### （学校評価）

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、5 年に一度、外部の識見を有する者による評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

### 第 2 章 課程、修業年限、収容定員及び休業日

#### （課程、修業年限、定員）

第 5 条 本校の課程、修業年限、収容定員及びクラス数は、次の表の通りとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
昼	中国語専門課程	中国語科	2 年	40 名	80 名	1 学年 2 クラス
昼	中国語専門課程	中国語研究科	1 年	20 名	20 名	1 学年 1 クラス
昼	日本語専門課程	日本語科	2 年	40 名	80 名	1 学年 2 クラス
昼	日本語専門課程	日本語科	1 年 6 か月	20 名	40 名	1 学年 1 クラス
合計				計 120 名	計 220 名	11 クラス

(始期・終期等)

第6条 本校の各課程は、4月に始まり、翌年3月に終わる。

2. 前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から9月30日まで

(2) 第2学期 10月1日から3月31日まで

3. 但し、日本語科専門課程(1年6か月)は10月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。学期を分けて次の通りとする。

(1) 第1学期 10月1日から3月31日まで

(2) 第2学期 4月1日から9月30日まで

(3) 第3学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 夏期休業 (中国語科8月1日から8月31日まで、日本語科8月1日から8月24日まで)

(4) 冬期休業 (12月21日から1月9日まで)

(5) 春期休業 (中国語科3月21日から4月9日まで、日本語科3月14日から4月9日まで)

2. 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があると学院長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3. 非常災害その他、急迫の事情があると学院長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

### 第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本校の各課程別の教育課程及び単位数(授業時数)は、別表の通りとする。

(授業の終始時刻)

第9条 授業の終始時刻は、次の通りとする。

中国語専門課程は、午前9時から午後1時10分までとする。

日本語専門課程は、午後1時30分から午後5時30分までとする。

(学習の評価)

第10条 中国語科及び日本語科における学習の評価は、試験成績、出席状況、平常点(小テスト・課題)等を総合して決定し5段階評価とする。

点数	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下	(不正行為等)
成績	S	A	B	C	D	(E)

D(E)は不合格。不正行為は0点、総合成績はD。

2. 中国語科は出席率が90%以上、かつ成績判定C以上で、単位修得とする。
3. 日本語科においては、定期試験未受験者は中途退学とする。

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学院長 1名
  - (2) 副学院長 1名(必要に応じて)
  - (3) 主任教員 1名
  - (4) 教員 中国語科 10名以上  
日本語科 10名以上(うち本務等教員3名)
  - (5) 生活指導担当 日本語科 3名以上(うち専任1名以上)
  - (6) 事務職員 3名以上
  - (7) 学校医 1名
2. 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
  3. 必要に応じて、副学院長を置くことができる。
  4. 学院長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。副学院長は学院長を補佐する。

#### 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本校への入学資格は、次の通りとする。

- (1) 中国語科においては、次の条件のいずれかを満たしていることとする。
  - ① 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
  - ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
  - ③ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - ④ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- (2) 日本語科においては次の条件をいずれも満たしていることとする。
  - ① 外国及び日本において12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
  - ② 「日本語教育の参照枠」のA1程度(JLPTのN5程度)の日本語能

力を有する者

- ③ 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(入学時期)

第 13 条 本校への入学は、中国語科では年 1 回、日本語科では年 2 回とし、その時期は、中国語科 4 月、日本語科 4 月及び 10 月とする。

(入学手続き)

第 14 条 本校への入学手続きは、次の通りとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第 23 条の定める入学検定料を添えて指定期日までに出席願しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から 10 日以内に第 23 条に定める入学金及び必要な書類を添え、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第 15 条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、5 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、学院長の許可を受けなければならない。

2. 前項の休学した者が復学しようとする場合は、学院長にその旨を届け出て、学院長の許可を得て復学することができる。

(転入学)

第 16 条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(退学)

第 17 条 退学しようとする者は、その事由を記し、学院長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第 18 条 中国語科の修了の認定は、2 年間の修業年限以上在学し、かつ年間の出席率が 90% 以上で、各学年において 48 単位以上修得した者に対して行う。

2. 日本語科の修了の認定は、1 年半もしくは 2 年間在学し、かつ年間の出席率が 85% 以上で、教育課程で定められた各授業科目について、各学年ごとに第 10 条に定める学習評価を行い、全科目が成績判定 C 以上の者に対して行う。
3. 学院長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。なお、日本語科においては年間出席率が 85% 未満の場合、在籍証明書等の発行のみとし、卒業証書は授与しない。

(称号の授与)

第 19 条 前条により、中国語専門課程を修了した者には、専門士（文化・教養専門課程）の称号を授与する。

(科目等履修生)

第 20 条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

(報奨)

第 21 条 成績優秀にして、他の学生の模範となる者は、報奨することがある。

(懲戒処分)

第 22 条 学生が、本学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、学院長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2. 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

## 第 5 章 学生納付金

(学生納付金)

第 23 条 本校中国語科・中国語研究科、日本語科の学生納付金は、次の通りとする。

中国語科・中国語研究科

(1) 入学検定料	10,000 円
(2) 入学金	100,000 円
(3) 授業料 (中国語科)	670,000 円
(中国語研究科)	710,000 円
(4) 中国短期留学費	100,000 円 (中国語科のみ)
(5) 諸経費 (中国語科)	112,000 円
諸経費 (中国語研究科)	112,000 円
図書費	5,000 円 (中国語研究科のみ)

日本語科

(1) 入学検定料	10,000 円
(2) 入学金	100,000 円

- (3) 授業料 650,000 円  
 (4) 諸経費 100,000 円

(納入)

第 24 条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 中国語科においては、学生が始期 1 カ月以内に休学を申し出た場合、授業料を次年度に繰り越すことができる。

(滞納)

第 25 条 学生が、正当な理由なく、かつ処置の手続きを行わず、授業料を 1 月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、学院長は、当該学生に対し退学を命ずることができる。

(学生納付金の返還)

第 26 条 既に納入した学生納付金は、原則として返還しない。但し、日本語科においては学生が来日前に留学を中止する場合に限り、入学検定料以外の入学金、授業料、諸費用を返還する。その際、日本国入国管理局から発行された在留許可を取り消し、在留許可証を本校を通じて入国管理局へ返却することとする。

第 6 章 雑則

(健康診断)

第 27 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

第 7 章 附帯教育

(附帯教育)

第 28 条 本校の附帯教育は次の通りとする。

科目

別科夜間講座 基礎科	2 年	240 名	週 1 回 3 カ月コース 週 2 回 3 カ月コース
別科夜間講座 研究科	1 年	120 名	週 1 回 3 カ月コース
別科昼間講座 基礎科	2 年	240 名	週 1 回 3 カ月コース 週 2 回 3 カ月コース
別科昼間講座 研究科	1 年	120 名	週 1 回 3 カ月コース

2. 附帯教育の授業時間は、次の通りとする。

別科（昼間）の授業 午前10時から12時まで

別科（"）" 午後1時30分から3時30分まで

別科（夜間）" 午後6時45分から8時45分まで

3. 本校の付帯教育の入学金、授業料等は、次の通りとする。

入学金				10,000円
授業料	別科夜間講座	基礎科（週2回）	3カ月	71,000円
授業料	別科夜間講座	基礎科（週1回）	3カ月	41,000円
授業料	別科夜間講座	研究科（週1回）	3カ月	41,000円
授業料	別科昼間講座	基礎科（週2回）	3カ月	71,000円
授業料	別科昼間講座	基礎科（週1回）	3カ月	41,000円
授業料	別科昼間講座	研究科（週1回）	3カ月	41,000円

4. 付帯教育の各コースにおいて出席率が70%以上の者を修了者として認定する。

（細則）

第29条 本学則の施行についての細則は、学院長が別に定める。

（改廃）

第30条 本学則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本学則は昭和39年7月1日から施行する。

本学則は昭和56年4月1日から施行する。

本学則は昭和60年4月1日から施行する。

本学則は昭和63年4月1日から施行する。

本学則は平成3年4月1日から施行する。

本学則は平成5年4月1日から施行する。

本学則は平成6年4月1日から施行する。

本学則は平成7年4月1日から施行する。

本学則は平成8年4月1日から施行する。

本学則は平成9年4月1日から施行する。

本学則は平成10年4月1日から施行する。

本学則は平成11年4月1日から施行する。

本学則は平成12年4月1日から施行する。

本学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。  
本学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。  
本学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。  
本学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  
本学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
本学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
本学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
本学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
本学則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1-1 (第3章 第8条関係)

## 中国語専門課程

		中国語科1年			中国語科2年			中国語研究科			
授業科目		授業方法	週時間数	年時間数	単位数	週時間数	年時間数	単位数	週時間数	年時間数	単位数
	基礎漢語	講義・演習	12	480	24						
	講読	講義・演習	2	80	4	2	80	4			
	聴解	講義・演習	2	80	4	4	160	8			
	会話	演習	4	160	8	6	240	12			
必	中国現代史概論	講義	2	40	2						
	中国社会概論	講義		40	2						
修	現代中国論	講義	2	40	2						
	日中比較文化史	講義		40	2						
科	応用漢語	講義・演習				6	240	12			
	作文	講義・演習				2	80	4			
目	中国社会研究	講義				2	80	4			
	太極拳/英語/日本語教授法	演習				2	80	4			
	通訳	演習							8	320	16
	翻訳	演習							8	320	16
	総合力アップ	講義・演習							4	160	8
	異文化コミュニケーション	講義・演習							4	160	8
計			24	960	48	24	960	48	24	960	48
学年総単位数			48			48			48		
卒業に必要な総単位数			96						48		

※中国語専門課程は一時限を45分授業とする。

中国語科の課程の修了に必要な卒業時間数は、上記の教科編成表に定める授業の90%以上の出席を要する。(1728時間)

中国語研究科も同様に90%以上の出席を要する。(864時間)

別表 1-2 (第3章 第8条関係)

日本語専門課程 進学2年課程 (4月入学) 到達目標レベルB2

参照枠	レベル設定	到達目標 (Can-do)	クラス数	1週あたりの 授業時間数	期間	合計 授業時間数
A2	初級	直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる	2	20 単位時間	6 か月	380 単位時間
B1	中級	身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる	2	20 単位時間	6 か月	380 単位時間
B2	中上級	具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる	2	20 単位時間	6 か月	380 単位時間
B2	上級	高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる	2	20 単位時間	6 か月	380 単位時間
計						1520 単位時間

## 科目

科目	1 年 1 学期						2 学期						2 年 1 学期						2 学期					
	週時間数	週数	計	週時間数	週数	計	週時間数	週数	計	週時間数	週数	計	週時間数	週数	計	週時間数	週数	計						
総合	10	19	190	8	19	152	8	19	152	8	19	152	8	19	152	8	19	152						
演習	4	19	76	2	19	38	2	19	38	2	19	38	2	19	38	2	19	38						
聴解	2	19	38	2	19	38	2	19	38	2	19	38	2	19	38	2	19	38						
読解	2	19	38	4	19	76	4	19	76	4	19	76	4	19	76	4	19	76						
会話	2	19	38	2	19	38	2	19	38	2	19	38	2	19	38	2	19	38						
表現	0		0	2	19	38	2	19	38	2	19	38	2	19	38	2	19	38						
計	20	19	380	20	19	380	20	19	380	20	19	380	20	19	380	20	19	380						
1 年計							760							760										

日本語専門課程 進学1年6か月課程（10月入学）到達目標レベルB2

参照枠	レベル設定	到達目標 (Can-do)	クラス数	1週あたりの 授業時間数	期間	合計 授業時間数
A2	初級	直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる	2	20 単位時間	6 か月	380 単位時間
B1	中級	身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる	2	20 単位時間	6 か月	380 単位時間
B2	中上級	具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる	2	20 単位時間	6 か月	380 単位時間
計						1140 単位時間

科目

科目	1年1学期			2年2学期			3学期		
	週時間数	週数	計	週時間数	週数	計	週時間数	週数	計
総合	10	19	190	8	19	152	8	19	152
演習	4	19	76	2	19	38	2	19	38
聴解	2	19	38	2	19	38	2	19	38
読解	2	19	38	4	19	76	4	19	76
会話	2	19	38	2	19	38	2	19	38
表現	0		0	2	19	38	2	19	38
計	20	19	380	20	19	380	20	19	380
1年半計	1140								

※日本語専門課程は1単位時間を50分授業とする。卒業要件については第17条に記す。